

阪神大震災をきっかけにできた弁護士や税理士らのグループが24～26

日、東日本大震災の被災地で無料相談会を開く。相続、住宅ローン、補償……。「阪神」での経験を生かし、発生から半年が過ぎた今も様々な悩みや問題を抱える被災者と向き合う。

「障害年金はもらえるのでしょうか」「相続税を支払う

時、地震で壊れた建物の価値はどうなるのか」。1995年1月の阪神大震災後、兵庫県芦屋市などの避難所や仮設住宅で開かれた法律相談会。被災者の声を聞いた司法書士の山内鉄夫さん（51）と長田弘子さん（47）の夫妻は、返答に詰まつた。

司法書士の主な仕事は、不動産・法人の登記に関わる手続きや簡易裁判所が扱う一定の訴訟や調停の代理などだ。一方で、障害年金は社会保険

労務士、建物や相続の問題は不動産鑑定士や税理士が詳しい。「被災地では多様な法律ニーズに応える場が求められる」。夫妻は痛感した。

5年後の2000年。大阪青年司法書士会長に就いた長田さんは他の「士業」の若手に呼びかけ、「八青会」を立ち上げた。現在は社会保険労務士や不動産鑑定士、土地家屋調査士など関西の14士業・計約140人が登録。過疎地や海外でのボランティア相談に加え、大学での職業紹介などに取り組む。

東日本大震災の発生後、各地の弁護士らが相談に駆けつけたが、八青会は「阪神の時と同じように複数の専門家が連携した窓口が必要」と判断。被災地側と調整を続け、24日と25日に宮城県気仙沼市、26日に福島県相馬市に約10人を派遣することになった。

メンバーに入る山内さんは「阪神大震災から培ってきた『士業のきずな』を役立てたい」と話している。（平賀拓哉）



被災者支援について話し合う山内鉄夫さんと長田弘子さん夫妻=大阪市中央区、平賀写す

# 法のサムライ 東北へ

弁護士や司法書士など「士」と呼ばれる専門性の高い国家資格の俗称。「さむらいぎょう」とも呼ばれ、弁理士や海事代理士、行政書士も含まれている。近年はファイナンシャル・プランニング技能士やマンション管理士など新たな士業も増えている。



士業